

サッカースクール リープスト 会員規約

第1条（名称）

本スクールは、サッカースクールリープスト（以下、本スクール）と称する。

第2条（所在）

本スクールは、香川県綾歌郡綾川町羽床下 2137-1 (株)サンテック敷地内 に拠点を置く。

第3条（目的）

1. 本スクールは、スポーツの楽しさや正しい理解を深めると共に、サッカー技術、運動能力の向上に努めるものとする。
2. 本スクールは、サッカーを通じて、子供たちの人間性を育み、社会性のある人間として育成し、地域のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

第4条（入会資格）

本スクールに入会する会員は、次の要件を備えていなければならない。

1. 本スクールの目的に賛同し、本規約に同意及び遵守できる者。
2. スポーツを行うに適した健康状態である者。
3. 本スクールが入会に適すると認めた者。
4. 未成年者はその親権者の同意があること。
5. 会員及びその親権者が反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団ならびにその関係団体をいう）の組員、構成員もしくは関係者に該当しないこと。

第5条（入会手続き）

1. 本スクールに入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し提出する。入会希望者が未成年者の場合は、その親権者が本スクールの入会に同意する旨の記名捺印又は署名をした所定の入会申込書を提出するものとする。
2. 会員契約は、本スクールが前項の入会申込を承諾してその旨を通知したときに成立するものとする。なお、利用開始日は別途定めるものとする。

第6条（月会費、スポーツ保険）

1. 月会費（以下「会費」という）は、本スクールが定める料金とする。スクール生が理由なく会費を2ヶ月滞納した場合、本スクールは当該スクール生に対しスクール生の資格を喪失させ、滞納している会費を請求することができる。
2. 会員は入会と同時にスポーツ保険に加入するものとして、保険料は保険会社との保険契

約により定められている額を月会費とは別途に支払い、その期間は保険料納付日の翌日から年度末3月31迄とする。

3. 一旦入金された月会費は、法令の定め又は入会手続き後、本スクールに参加する前に退会又は休会の申し出をした場合を除き、返金しないものとする。
4. 支払いについては、現金又は以下口座まで振込払いするものとする。なお、振込手数料に関しては振込者の負担とし、振込の場合は毎月5日までに支払う。現金の場合は月初めのレッスン時とする。

【振込先】 百十四銀行 空港口支店
普通預金 0765087
大岡 剛彰 (オオオカ タカアキ)

第7条 (活動期間)

1. 本スクールの活動期間は原則として毎年4月1日から翌年3月末までの1年間とする。
2. 利用開始日は、原則として、第5条2項の定めに基づき会員となった日の翌月からとする。

第8条 (練習日及び時間)

1. 本スクールの練習日、時間については、本スクールが定めた年間スケジュールによる。
2. やむを得ない事情が発生した場合は、定められた練習日、時間等を変更または中止することがある。その場合は、事前にスクール生に通知する。
3. 本スクールの練習日が、祝日及び本スクールの休校日と重なる場合は、その振替日は本スクールが定めた年間スケジュールで調整するものとする。

第9条 (遵守事項)

スクール生及びその保護者は以下の事項を守らなければいけない。

1. スクール生全員がサッカーに親しみ楽しめるよう努める。
2. 本スクールの目的に沿うよう努める。
3. 本スクールの名誉を汚すような行為をしない。
4. 本規約を含め、本スクールが定める規則等を遵守する。

第10条 (休会)

1. 本スクールの休会(引き続き1ヶ月以上3ヶ月以下休む場合をいう)を希望するスクール生は、該当する月の前月末日までに届け出なければならない。
2. 月会費は、前項の届出日の属する月の翌月より徴収を停止し、当月末日までに届出がなされなかった場合は、翌々月の会費より徴収を停止するものとする。

3. 休会の期間は最大3ヶ月以内とし、休会の期間が経過したときは自動的に退会するものとする。ただし、怪我などの理由で本スクールが休会の必要性を認めた場合はこの限りではない。本スクールが認めた休会の期間中の月会費は免除とする。

第11条（退会）

1. 本スクールを退会する場合、スクール生は該当する月の前月末日までに本スクールに退会届を提出しなければいけない。
2. 月会費は、前項の届出日の属する月の翌月より徴収を停止し、当月末日までに届出がなされなかった場合は、翌々月の月会費より徴収を停止する。

第12条（コース及びクラスの新設、廃止等）

本スクールは、スクール生の参加状況などにより、1ヶ月前の予告をもってコースの新設、曜日および時間帯の変更または廃止をすることができる。

第13条（変更事項の届け）

スクール生は、住所・連絡先等に変更があった場合には、速やかにその旨、届け出なければならない。

第14条（除名）

本規約に違反する等、スクール生としてふさわしくないと認めた者に対し、本スクールは退会させることができる。

第15条（休校・閉鎖）

本スクールは、次の場合に本スクールを休校・閉鎖することがある。

1. 天災・地変・その他の事由によりスクール存続が不可能と認められたとき。
2. その他スクール経営上存続が不可能と思われる事由が生じたとき。
3. 借用している会場の都合で存続が不可能と思われる事由が生じたとき。
4. 社会情勢、経済状況に重大な異変があるとき。

第16条（健康管理）

スクール生の健康状態に関しては、保護者が責任をもって管理するものとし、本スクールは一切の責任を負わない。

第17条（事故の責任）

1. スクール生は、本スクールの練習、イベント、などの活動において、施設利用に関する諸規定及びスタッフの指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに反

して盗難、傷害その他事故が起きても、当該施設、本スクール及びスタッフに対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。

2. スクール生は、会場まで自己責任のもとで通学するものとし、通学途中で何らかの事故に合った場合、または事故を起こした場合においても、本スクールは一切の責任を負わないものとする。

第 18 条（負傷時の対応及び免責事項）

1. 本スクールは、会員が安全にスクールに参加できるよう十分に配慮するものとする。
2. 会員は、自己や他の会員が安全にスクールに参加できるように注意を払うものとする。
3. 会員がスクールに参加時に負傷した場合は、本スクールで応急措置を施すが、その後の処置については、会員の親権者が責任をもって行うものとし、本スクールは一切責任を負わない。
4. 本スクール指導者の管理外で生じた事故・盗難、また本スクールの管理内であっても、本スクール指導者の指示に従わないで起きた事故・盗難、またそれに伴う負傷については、本スクールはその責任を一切負わない。

第 19 条（写真・映像の使用）

本スクールの活動風景を撮影した写真及び映像をサッカースクールリーブスのホームページ、その他プロモーション等に使用する場合は、会員から事前に承諾を得たものとする。但し、会員のその後の事情により使用中止を申し出た場合は、個別に対応するものとする。

第 20 条（個人情報のとり取り扱い）

本スクールは、法令を遵守し、本スクールの活動目的以外には個人情報は使用しないものとし、会員又はその親権者は、本スクールに参加中の事故、怪我等の必要な範囲内で医療関係者等へ開示することに同意するものとする。

第 21 条（細則）

本規約に定めのない事項は本スクールが細則を定めることができる。

第 22 条（その他）

1. 本スクールは、本規約の目的に反せず合理的な範囲で本規約を変更することができる。
2. 本スクールが会員に対して行う告知及び連絡は、本スクールがその都度判断する方法により、行うものとする。

2022年4月1日制定